

プールの季節です



水泳は、子供に限らず大人にも欠かせない夏の身近なレジャーです。

保護所では、利用者の健康を守るため、プールの管理者に対し、消毒の方法、プールの設備の維持管理について指導を行うとともに、水質検査をもとに衛生的な管理をするよう指導しています。

大勢の人が一度に入ると、一人の人が利用のしかをまちがえると、他の人に、プールの水から眼、耳、鼻、喉や皮膚の病気をうつすことがありますので、プールを利用する方は、次のことを十分守って利用してください。

- ▽プール内にはつばやたばこは、いたり、放尿をしないこと
- ▽監視員の指導に従い、他の人に迷惑をかけること
- ▽プールに入るときは、水から眼、耳、鼻、喉や皮膚の病気をうつすことがありますので、プールを利用する方は、次のことを十分守って利用してください。
- ▽身体をシャワーで洗い流すこと
- ▽水泳は全身運動で理想的なスポーツです。体力をつけて健康で楽しく夏をすごしましょう。



☆ホブラ山の会
ホブラ山の会では、毎月一回(日曜日)、軽登山を行っています。また集会を月二回第一・第三水曜日、区青年館で行っています。性別、経年年齢は問いません。入会希望の方はご連絡ください。

☆精神障害者の家族相談
足立区精神障害者の家族会(あしなみ会)では、家族の相談

日本脳炎 予防接種

忘れずに受けましょう

日本脳炎の予防接種を、次のとおり実施します。該当する方は、忘れずに受けましょう。

実施日・会場 下表のとおり

受付時間 午後二時～四時

対象 満四歳以上の幼児、保育園、幼稚園に通っていない一般幼児

※保育園・幼稚園に通っている幼児、および小・中学校児童は、各施設で実施しますが、それにあわせて接種を受けられます。

接種方法 初めての予防接種を受ける幼児は、一週間隔(二回)二週間の間隔で接種することのあたる幼児は、一回接種します。

予防接種を受けられない幼児 ①発熱している者、または著

日本脳炎の接種会場と日程

| 接種会場 | 1回目 | 2回目 |
|-----------|----------|-------------------|
| 中本 中央本 町所 | 7月1日(火) | 7月8日(火) |
| 足立保健所 | 7月2日(水) | 7月9日(水) |
| 千住保健所 | 7月1日(火) | 7月8日(火) |
| 千寿第四小学校 | 7月17日(水) | 7月24日(水) |
| 東和保健相談所 | 7月2日(水) | 7月9日(水) 東洲江小学校にて |
| 東洲江小学校 | | 7月9日(水) |
| 東和保健相談所 | 7月16日(水) | 7月23日(水) 東洲江小学校にて |
| 東洲江小学校 | | 7月23日(水) |
| 鹿浜小学校 | 7月1日(火) | 7月8日(火) |
| | 7月16日(水) | 7月23日(水) |

保健所だより

栄養教室・講習会など

●栄養教室
日時 七月四日・十日・十八日・二十五日 午後二時～三時三十分

●保健師講習会
日時 七月二十五日(水) 午前九時～午後三時

●食生活と健康
日時 七月九日(水) 午後一時～三時三十分

●食生活と健康
日時 七月九日(水) 午後一時～三時三十分

胃の検診

子宮がん検診

●子宮がん検診
日時 六月五日(号)の胃の検診・子宮がん検診の記事中、申込期間に誤りがありましたので、次のとおり訂正し、再掲載してお詫言ひます。右表のとおり期日場所を定めます。

成人病検診

●成人病検診
日時 六月二十五日(水) 午前九時～午後三時

精神衛生相談

●精神衛生相談
日時 七月三日(水) 午後一時～三時三十分

お気軽にご利用ください

湯河原保養所あだち荘

申込方法 七月分：現在、居室が空いています。利用したい日の二日前までに、利用希望の部屋へ電話して申し込みをお願いします。

高齢年金受給資格期間表

| 生年月日 | 最低必要な納付期間 | 生年月日 | 最低必要な納付期間 |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| 明治44.4.2~45.4.1 | 10年 | 大正10.4.2~11.4.1 | 16 |
| 45.4.2~大正2.4.1 | | 11.4.2~12.4.1 | 17 |
| 大正2.4.2~3.4.1 | | 12.4.2~13.4.1 | 18 |
| 3.4.2~4.4.1 | | 13.4.2~14.4.1 | 19 |
| 4.4.2~5.4.1 | | 14.4.2~15.4.1 | 20 |
| 5.4.2~6.4.1 | | 15.4.2~昭和2.4.1 | 21 |
| 6.4.2~7.4.1 | | 昭和2.4.2~3.4.1 | 22 |
| 7.4.2~8.4.1 | | 3.4.2~4.4.1 | 23 |
| 8.4.2~9.4.1 | | 4.4.2~5.4.1 | 24 |
| 9.4.2~10.4.1 | | 5.4.2~以降 | 25 |

国民年金の特例納付

国民年金の「老齢年金」を受け取るためには、六十歳までに保険料を最低二十五年間納付することが必要です。

国民年金に加入している方が、生年月日によって左表のとおり十年から十四年に短縮されています。

保険料は、原則として二年間を過ぎると時効により納めることができなくなります。

しかし、今なら特別に、時効消滅した昭和五十二年三月の特例納付特例納付専用電話 八七〇一六七三



●肥前予防の栄養教室
日時 七月四日・十日・十五日・二十日(四日) 午後一時三十分～三時三十分

●受水槽の届出と検査
二十立方メートル以上の受水槽の所有者(管理者)は、届出をすること、年一回の検査を受けることが必要です。

●お気軽にご利用ください
湯河原保養所あだち荘

